

## 指定ごみ袋製造及び納入仕様書

平成31年度鳴門市指定ごみ袋の製造及び納入委託契約にかかる入札の仕様は以下のとおりとする。

### 1. 製造について

#### (ア) 指定ごみ袋の種類及び数量

指定ごみ袋の種類については以下のとおりとする。

ただし、市からの製造発注により製造すること。

数量の変更がある場合は、入札時の単価により対応すること。

種類	印刷色	サイズ	横×縦 (mm)	厚さ (mm)	数量 (枚)
燃やせるごみ	黒	大	650×800	0.04	130,000
取っ手付き 燃やせるごみ	黒	大	450/650×800	0.04	620,000
		中	370/570×700	0.03	680,000
		小	330/500×600	0.03	440,000
取っ手付き プラスチック製容器包装	緑	大	450/650×800	0.04	470,000
		中	370/570×700	0.03	330,000
		小	330/500×600	0.03	110,000
取っ手付き 燃やせないごみ	ピンク	大	450/650×800	0.04	85,000
		中	370/570×700	0.03	45,000
		小	330/500×600	0.03	80,000
缶	水色	大	650×800	0.04	11,000
		中	500×700	0.03	7,000
合計					3,008,000

#### (イ) 指定ごみ袋の仕様

指定ごみ袋の仕様については、別紙1のとおりとする。国外製造品は認めない。

鳴門市指定ごみ袋の版下は5年間保存するものとする。

#### (ウ) 外装及び梱包

納品は以下の単位で行うものとする。10枚を1セットとしてポリエチレン製の外装をし、50セットをダンボール箱に密封する。(1箱=500枚)

内部の指定袋が損傷しないように構造等に十分留意すること。

外装の仕様については別紙2のとおりとし、適切なバーコードを印刷すること。

外装の取り出し口にミシン目を入れること。

#### (エ) 製造発注

市からの製造発注を受け製造するものとする。

製造発注は年3回以内とし、1回の製造発注は、1種類につき5万枚以上（数量が5万枚以下のものは除く）、合計20万枚以上発注するものとする。

製造数量の総数に変更になる場合は、見積内訳書の単価により対応すること。

#### (オ) 保管

製造した指定ごみ袋は、納入するまで適切に保管すること。

#### (カ) 不良品

製造した製品に不良品が発生した場合は、誠意をもって対応すること

### 2. 納入

#### (ア) 納入について

製造した指定ごみ袋は、市の指示により、市と市の指定する「鳴門市指定ごみ袋取扱店」へ納入するものとする。

鳴門市指定ごみ袋取扱店は市内全域で約140店舗あり、途中での増減に対応すること。

製造した指定ごみ袋が今年度内に納入し終えない場合は、翌年度も引き続き納入するものとする。前年度の在庫があった場合はその納入が終了後、納入を開始するものとする。

#### (イ) 納入時期

納入については毎週金曜日17時以降に市から送られる納入依頼に基づき、原則翌週水曜日に市の指定する種類・数量を、取扱店へ納入するものとする。

年末年始、祝祭日等の扱い、市への納入時期についてはその都度協議して決める。

#### (ウ) 納入方法

納入の際、納入業者は納入先に納品数量・種類を記載した納品書を手渡すものとする。

市が求めた場合、取扱店の受領印が押印された納品書を提出するものとする。

毎月の納入について翌月の5日までに報告することとする。

### 3. 請求について

(ア) 毎月の納入数量による、製造及び納入にかかる委託料を計算し、翌月5日までに市に請求するものとする。

(イ) 年度末に納入されていない指定袋（在庫分）の製造に係る委託料は3月末に計算し、市に請

求するものとする

ただし、市は現状確認（在庫分）した後、支払手続きを行うこととする。

(ウ) 翌年度引き続き納入する場合は、毎月の納入数量による納入にかかる委託料を計算し市に請求するものとする。

#### 4. 入札金額について

総額により入札を行うが、契約にあたっては、種類別に1枚ごとの製造単価及び納入にかかる送料の単価を記載した明細書を提出すること。